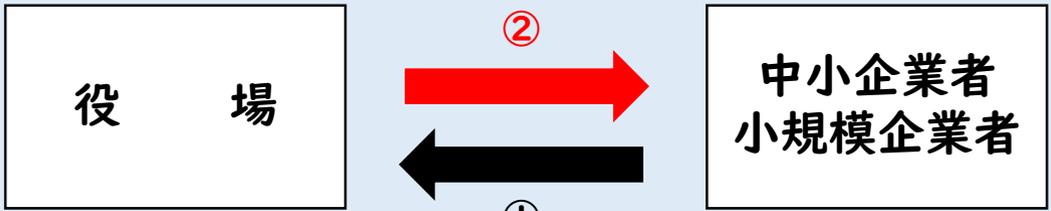


補助金交付までの流れ



(1)申請の流れ

- ① 補助金交付申請書及び添付資料の提出
- ② 交付決定及び補助金の入金

(2)申請方法

以下の書類を郵送又は、役場窓口へ提出する。

①補助金交付申請書 添付資料

●町内に事業所があることを証明する書類

【法人の場合】法人税申告書(別表)、法人税事業概況説明書、設立届の写しのうちいずれかの書類

【個人の場合】確定申告書B第1表・第2表の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し、又は開業届の写し

●交付対象事業を実施した状況が分かる書類

- ・申請する主な店舗又は事業所の外観及び内観の写真
- ・事業実施したことのわかる写真及び資料
- ・感染予防対策の場合、事業実施前と実施後の同じ場所から撮影した写真
- ・物品購入の場合は、物品全体と型番等が分かる写真(型番がないものは物品全体の写真)
- ・衝立やビニールカーテンなどを自作するために材料を購入した場合は、購入した材料の写真と完成後の写真

●交付対象経費の支出内容が分かる書類

- ・事業に係る費用の詳細、内訳が確認できるもの(領収書、明細書、契約書など)
- ・支払日、支払明細がわかるもの(領収書の写し、預金通帳の写しなど)

●その他町長が必要と認める書類

(3)申請受付期間

令和3年12月6日(月)～令和4年2月28日(月)まで

※補助金交付申請は役場開庁時(平日の午前8時30分～午後5時15分まで)となります。

(4)提出方法

持参の場合:大野町役場まちづくり推進課(役場1階 5番窓口)

郵送の場合:〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野80番地
「大野町役場まちづくり推進課」宛

※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での郵送

